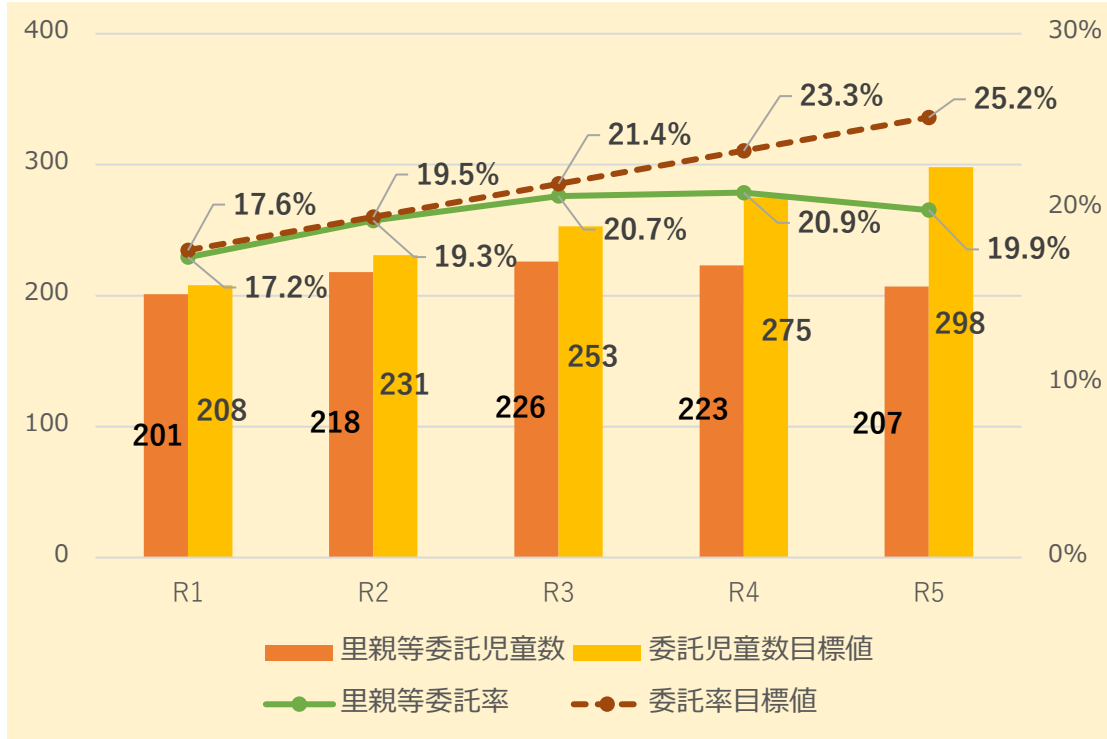


【過去5年間の推移】

里親等委託児童数、里親等委託率の推移と各目標値



【国の策定要領に基づき里親委託率を算定】

（国の目標値）乳幼児75%以上、学齢児50%以上

	代替養育が必要なこども数			措置延長	合計
	0～2歳	3～5歳	6～17歳	18～19歳	
こども数	140人	129人	734人	68人	1,071人
委託数 (国目標)	105人	97人	367人	34人	603人
委託率 (国目標)	75%	75%	50%	50%	56.3%

【里親等が急激に増加するリスク】（現行計画も同様）

国の目標値どおりとする場合、里親等委託数を令和5年度末の207人から6年間で603人まで増やす（1年間に66人のこどもを里親等に委託する）必要があり、里親等が急激に増加することによるリスクが生じる。

【現行計画における里親等委託率の設定の考え方】

- 里親等が急激に増加するリスクを鑑み、国の目標を最終的に目指しつつ、令和11年度末のあるべき養育形態として施設養育を含めて「すべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態」を実現する。
- 代替養育が必要となるこども数（1180人）の受け皿が不足しないよう、代替養育が必要となるこども数から児童養護施設等の定員数（749人）を控除した数を里親等委託が必要な数（431人）として、里親等委託率（36.5%）を設定した。

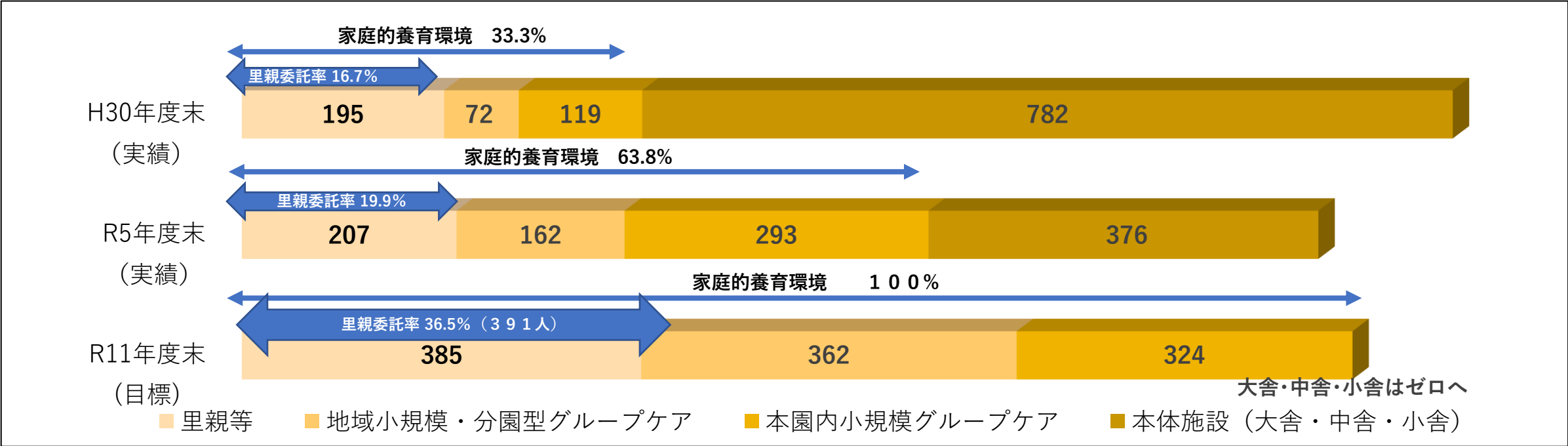
【現行計画の里親等委託率の設定と同様の算定をした場合】

代替養育を必要とするこども数	施設受入定員見込 （令和11年度末）	必要となる 里親等委託数	里親委託率
1,071人	686人	385人	35.9%

現行計画の目標率36.5%と近似値



令和11年度末における里親等委託率の目標値は36.5%（里親等委託数391人）とする



【目標達成に向けた普及啓発の取組みについて】

【普及啓発・手法の考え方】

- ①乳幼児の長期養育が可能な4ー50代の里親が望ましいが、レスパイトや短期預かりができる里親も必要
→ 生活スタイルに合わせ、さまざまな形で貢献してもらえることを周知
- ②広く、市民の目に里親制度についてふれる機会を増やす
- ③出張講座などで子育て世代に出向いて里親制度の研修・説明する機会を作る（アウトリーチ型普及啓発）
- ④市職員、学校園など地域の関係機関に、里親制度への理解を促す取り組みを行う

【新たな取り組み】

- ①市職員向け→市立保育所長会、中学校校長会、小学校校長会、幼保職員研修、全職員メール配信
- ②子育て世代へのアプローチ→地域での研修、学習会に講師を派遣（私立幼稚園、小中学校、府立高校PTA）
大学のゲストスピーカー派遣、私立・公立幼稚園でのポスター掲示
- ③ファミリーサポート提供会員へのチラシ送付
- ④関係機関へのアプローチ→要対協代表者会議における里親制度の説明および講師派遣周知
- ⑤市民への周知→市長会見、インターネットテレビ出演、ラッピングバス、郵便局ポスター掲示、SNS活用
- ⑥民間との包括協定関係→損保会社での動画放映、社員研修

【里親支援について】里親支援センター4ヶ所開設により期待される効果

- ・長期的な事業計画、人材確保・育成が可能となる
- ・第三者評価の受審義務が発生するため、事業の質や運営の透明性が期待できる



よりの確なマッチングや、里親への支援の充実が見込まれる（里親子関係不調の防止）